



支出元府省	事業名	補助金交付先名及び法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										継続支出の有無
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金 (12月分 第58~59回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	19,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月8日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災12月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	812,000,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月8日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H27年度 被災者生活再建支援金補助金 (1月分 第61~64回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	19,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H27年度 被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災2) 1月分	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	200,000,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H27年度 被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災1) 1月分	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	605,900,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災2月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	928,600,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月28日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金 (12月分 第60回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	282,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金(3月分第76回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	58,687,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金 (2月分 第70回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	131,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金 (1月分 第65回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	219,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災3月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	787,200,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。